

改正案

第四条の三 削除

現行

<p>（清算人等について準用する会社法の読替え）</p> <p>第四条の三 法第六十八条の規定において金庫の清算人について 会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的 読替えは、次の表のとおりとする。</p>			
<p>読み替える会社 法の規定</p> <p>第三百五十七条 第一項</p>	<p>読み替えられる字 句</p> <p>株式会社</p> <p>株主（監査役設置 会社） （監査役）</p>	<p>読み替える字句</p> <p>清算金庫</p> <p>監事</p>	
<p>第三百六十条第 一項</p> <p>第三百六十一条 第一項</p> <p>第三百八十一条 第二項、第三百 八十五条第一項 及び第三百八十</p>	<p>株式会社を有する株主</p> <p>株式会社</p> <p>株式会社</p> <p>監査役設置会社</p>	<p>会員である者</p> <p>清算金庫</p> <p>清算金庫</p> <p>清算金庫</p>	

六条第一項（見出しを含む。）		
第三百八十六条第二項	第三百四十九条第四項	労働金庫法第三十条の七第一項
第四百三十条（見出しを含む。）	役員等 株式会社	清算人又は監事 清算金庫
2 法第六十八条の規定において金庫の清算人の責任を追及する訴えについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。		
読み替える会社法の規定 第八百四十七条第一項及び第三項から第五項まで	読み替えられる字句 株式会社	読み替える字句 清算金庫
第八百四十八条	株式会社又は株式交換等完全子会社（以下この節において「株式会社	清算金庫

<p>第八百四十九条 第一項</p>	<p>株式会社等</p>	<p>清算金庫</p>
<p>第八百四十九条 第三項</p>	<p>株式会社等、株式 交換等完全親会社 又は最終完全親会 社等が、当該株式 会社等、当該株式 交換等完全親会社 の株式交換等完全 子会社又は当該最 終完全親会社等の 完全子会社等であ る株式会社の</p>	<p>清算金庫が、</p>
<p>第八百四十九条 第三項第一号</p>	<p>監査役設置会社</p>	<p>清算金庫の区分</p>
<p>第八百四十九条 第四項及び第五 項、第八百五十</p>	<p>株式会社等</p>	<p>清算金庫</p>

(金庫の登記について準用する商業登記法の読替え)

第四条の五 法第八十九条の規定において金庫の登記について商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)の規定を準用する場合には、「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」と、「商号」とあるのは「商号又は名称」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七十一条第三項	読み替える商業登記法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
会社法第四百七十八条第一項第一号	句		労働金庫法第六十七条において準用する会社法第四百

条第一項から第三項まで、第八百五十二条第一項及び第二項並びに第八百五十三条第一項

(金庫の登記について準用する商業登記法の読替え)

第四条の五 法第八十九条の規定において金庫の登記について商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)の規定を準用する場合には、「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」と、「商号」とあるのは「商号又は名称」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七十一条第三項	読み替える商業登記法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
会社法第四百七十八条第一項第一号	句		労働金庫法第六十七条において準用する会社法第四百

二 第百四十六条の	項 第八十二条第三		
商業登記法	第八十条又は前条	同法第四百八十三 条第四項	
労働金庫法第八十 九条において準用 する商業登記法	条 七条又は第八十八	労働金庫法第六十 七条において準用 する会社法第四百 八十三条第四項	七十八条第一項第 一号
(新設)	項 第八十二条第三		
(新設)	第八十条又は前条	同法第四百八十三 条第四項	
(新設)	条 七条又は第八十八	労働金庫法第六十 七条において準用 する会社法第四百 八十三条第四項	七十八条第一項第 一号